

**葛尾村森林活用プロジェクト**  
**業務委託 公募型企画提案競技 仕様書**

令和 8 年 6 月 3 0 日 葛尾村

1 基本事項

(1) 本書の位置づけ

本仕様書（以下「本書」とする。）は、葛尾村（以下「村」とする。）が行う葛尾村森林活用プロジェクトに関して、業務委託等を公募型企画提案競技にて、事業者（以下「応募者」とする。）から総合提案を求めるものであり、村が要求する水準を示すものである。

(2) 総合提案

本書は村が要求する性能及び条件を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを管理する業者について総合的に評価を行うもので、本書が示す規定以上の提案を行うこと。なお、総合的に提案された内容が要求標準を上回り、村にとって有益と判断される内容は、その提案を高く評価する。ただし、本書から著しく外れる提案内容については、参考とするが評価対象としない。

2 事業概要

(1) 委託事業名称

葛尾村森林活用プロジェクト

(2) 事業目的

一昨年度に実施した「結の木」から始まった希望ある未来と人の輪を並び、森づくりの意識を向上させるため、自然環境についての講演会、村の銘木「田の神の松」を再利用した木工教室及び木育に関する授業を実施する。

講演会では、葛尾村の日常にある美しい自然環境やその役割、野生動物と人間との関係について学ぶことで豊かな自然の価値についての認識を高め、人と環境とのかかわり、大切な自然環境を未来に継承していく意義について学ぶ。

木工教室では、立ち枯れ伐採した村の銘木を再利用することで村の歴史を形として残し、木工の技術を学びながら木の良さや木材の利用に対して理解を深める。また、木育関連の授業では、ワークショップを通し直接木に触れることで木材のあたたかみを肌で感じ、子供たちの五感を刺激し、今までとは異なる感性を生み出し、豊かな心と身体の成長につなげることを目的とする。

(3) 契約期間

令和 8 年 7 月 2 1 日（火）から令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）まで

(4) 森林活用プロジェクト実施場所

葛尾村村民会館大ホール及び委託者が指定する場所

(5) 予算額

上限金額 2,934,000 円 (消費税込み)

3 業務委託内容

(1) 事業に関するコンサルティング

(2) イベントの企画、提案及び運営

・プロジェクトを実施するための設備設営撤去、備品の準備運搬及び日程調整

(招待予定者：村長、教育長ほか。参加者：葛尾村民)

(3) プロジェクトに関すること

①プロジェクト告知のチラシ製作

A4、カラー印刷、事業毎に700部

②自然環境に精通した専門家を招聘した講演会

③木育に関する事業、イベント

④樹木を活用したワークショップ

⑤新型コロナウイルス対策の徹底

(4) その他委託者と受託会社が合意した業務

4 森林活用プロジェクトの実施

(1) 森林活用プロジェクト（以下、「当該業務」という。）は、上記3業務委託内容により行うこと。

(2) 上記3業務委託内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。

(3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、発注者の承諾を受けること。

(4) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に村にその状況を報告すること。

(5) 当該業務に必要な申請及び許可については、あらかじめ村と協議の上、責任を持って受注者が行うものとする。

(6) 当該業務に要する費用は、受託した受注者負担とする。

5 業務状況の報告及び記録

(1) 報告及び記録の内容は、次のとおりとする。

① 業務報告書（実施状況を報告し、写真を添付すること）

② 異常が生じた場合の記録（現況写真等も添付すること。）や処理結果

③ その他必要と認められる内容

④ 業務着手届、業務完了届

- (2) 実施状況を記録し、必要な期間保存すること。
- (3) 受注者は、実施状況として記録した内容の報告を行うこと。
- (4) 業務対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で村側に報告するとともに、後日書面でも報告すること。

## 6 その他

- (1) 業務実施にあたって、法令との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (2) 本仕様書に事項及び業務遂行上必要な事項について、疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえで業務を遂行する。
- (3) このプロジェクトは森林環境交付金（基本枠）を財源とするため、実施にあたり福島県森林環境交付金交付要綱及び森林環境交付金事業実施要領を参照すること。